

平成 22 年 6 月 16 日現在

研究種目：基盤研究 (C)	
研究期間：2006～2009	
課題番号：18530754	
研究課題名 (和文)	1990 年代以降のインクルーシブ教育の展開に関するスウェーデン・モデルの解明
研究課題名 (英文)	Making Clear the Swedish Model of Inclusive Education during the period of the 1990s.
研究代表者	二文字 理明 (NIMONJI MASA AKI) 大阪教育大学・教育学部・教授 研究者番号：00030461

研究成果の概要 (和文)：スウェーデンにおけるインクルーシブ教育はノーマライゼーション思想に発する「人間としての尊厳」および「すべての者のための一つの学校」という理念を掲げて展開されてきた。「場の統合」を経て「個の統合」を実現してきた。しかし、1990 年時点でも「個の統合」の実現の割合は、養護学校の全児童生徒の 8.7%に留まる。1990 年以降は、社会民主労働党の弱体化と連動して、インクルーシブ教育を支持する言説にも陰りがみられる。カールベック委員会の基本的な構想の破綻はその象徴であろう。理念の標榜と、学校における障害者の処遇の実態との乖離に悩む現実が改めて明らかになった。

研究成果の概要 (英文)：

In Sweden the concept of Inclusive Education was developed according to the idea of "Education for All" and "Human dignity" originating from the thought of Normalization. Until the 1990s Inclusive Education was realized in Sweden, but only a mere 8,3 % of total amount of pupils in the Special Schools for the intellectually handicapped was integrated individually into the ordinary classes. During the period of the 1990s, due to political change, such as Social Democratic Party losing its power, the voices supporting Inclusive Education became weaker and weaker. One example is the change of direction of the original Carlbeck Committee platform. This committee originally abolished the schools for the severely intellectually handicapped (there are two types of special schools for the intellectually handicapped, namely one is for the mildly handicapped and another is for the severely handicapped), but did not allow a high enough percentage of the mildly handicapped students to enroll in the ordinary schools. There are constant discrepancies between the concept and the reality of Inclusive Education.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,100,000	0	1,100,000
2007年度	600,000	180,000	780,000
2008年度	600,000	180,000	780,000
2009年度	1,200,000	360,000	1,560,000
年度			
総計	3,500,000	720,000	4,220,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・特別支援教育

キーワード：インクルーシブ教育・1990年代・スウェーデン・人間としての尊厳

1. 研究開始当初の背景

日本でも特別支援教育という名称で日本版の改革が実行されつつある、同時にインクルーシブ教育の観点から、日本版への批判も根強い。例えば、歴史的展望に立って岡典子が次のように批判の要点をコメントしている。

「インクルーシブ教育は、教育的・社会的排除の克服、通常教育・特殊教育二元体制の解消、コミュニティ基盤による社会改革、当事者中心主義、専門家批判等の理念と達成方法を備えているが、特別支援教育では、拡大された障害対象の教育改革に留まっており、通常教育との一元化は意図されておらず、地域との関係性も共生社会の実現と連続して構想されていない」（日本特殊教育学会 2007 年度大会シンポジウム）

グローバル化の中で、インクルーシブ教育の動向もまた一国の中だけで収束する時代は終わった。けだし、各国の動向をリードする形で存在する「スウェーデン・モデル」は上記のような関心の渦中にある日本にとっても依然として注目すべきテーマのひとつである。

2. 研究の目的

国際的標準の一角を構成する「スウェーデン・モデル」の現状を明らかにすることで、結果的に日本の特別支援教育の改革に側面から寄与することを狙いとした。過去に関する歴史的研究は進められているので（石田祥代他）ここでは 1990 年代以降に限定して研究を進める。特に、「スウェーデン・モデル」の内実を次の 3 点にわたって描くことを目的とした。

- ①教育政策・教育行政・教育課程の改革改変の状況を政府の文書、法制等から点検する
- ②教育組織の再構築の実際と問題を整理する。
- ③子の就学先決定に関する親および子の関与の実態と問題点の解明に努める。

3. 研究の方法

主として対の 2 つの方法を取った。

(1) 文献の収集と翻訳および整理

文献収集は、イエテボリ大学図書館、ウプサラ大学図書館、カールスタット大学図書館

で主たる収集を行った。各大学の司書の方の協力を仰いだ。

(2) 関連研究者への面接調査

研究協力者として特に協力を仰いだのは、イエテボリ大学特殊教育学名誉教授のエマ・ニュエルソン氏である。かれの協力で、ろう学校、知的障害児のインクルーシブ教育の実態等の視察も同時に行うことができた。

大学関係者としてはイエテボリ大学の研究者に多く面会した。

障害者の教育関係以外にも障害者福祉の専門家として、カールスタット大学のエリクソン氏、ならびに、そのルートから、福祉関係の専門家にも情報収集を行った。

面接は大部分を半構造化面接によった。

4. 研究成果

(1) 教育政策・教育行政・教育課程の改革改変の状況に関する考察

目的の①に対応して、「教育政策・教育行政・教育課程の改革改変の状況を政府の文書、法制等から点検する」ために関連資料の翻訳と整理を行なった。

本研究の基礎となる法律をはじめとする公的な文書は多岐にわたる。そのいくつかについては翻訳して解題を付す作業を行った。同時に、従来から準備し続けていた関連の法律をこの際集成して公刊するように努力しているが刊行が遅延している。現在、初校段階であり、2010 年度の中で刊行する所存である。

①教育課程、学校教育法の翻訳と解題

（発達人間学論叢、第 9 号、第 10 号）

1990 年代は、インクルーシブ教育の展開が通常の学校教育の一環として行われるための基礎として、普通教育、特殊教育を網羅する「学校教育法」がスウェーデンで編纂されてきた。「教育課程」においても基礎学校、サマー学校、特殊学校、養護学校の 4 類型の学校を網羅的に対象として統合し、学校の目標、使命、指針等を示す内容の教育課程が編纂されている。教育課程に示された内容は、とりわけ根源的価値に関する叙述はインクルーシブ教育にも重要なインパクトのあるものとなっている。これをひとまず日本語資料として活用できるよう公刊した。解題において、インクルーシブ教育の基礎である「根源的価値」を中心に考察を加えた。その発展

的研究としての、根源的価値を実際の授業の中で試みる研究は別途展開しいくつかの論文にまとめた。例えば、基盤研究(C)一般、「スウェーデンの道徳教材を活用した根源的価値形成の授業に関する臨床的・実践的研究」がある。

②法律集の刊行

(「スウェーデンの教育と福祉の法律」桜井書店、2010年秋刊行予定、現在印刷中)

スウェーデンの政治状況は2006年に政権を失うまでなんとか政権を維持してきた社会民主労働党の脆弱化のように、新自由主義、保守主義の台頭といった様相を呈している。

経済的な不安定の中で、福祉の領域では、1992年の高齢者のためのエーデル改革、1994年の障害者福祉改革、続いて、精神障害者のための1995年の改革を連続的に打ち出していった。1990年代は、いわば、ノーマライゼーション思想のある意味での成熟期にもあたる。ノーマライゼーション思想の具現化と言われる「社会サービス法」も1980年に公刊されたあと1990年代の状況を反映して新たに改訂され2001年に全面改訂版が公刊されている。また、差別禁止法関係にも大きな変化が発生している。例えば、2010年度からH0(ハンディキャップオンブズマン)が廃止されD0(差別禁止オンブズマン)に統合される等の動きもある。こういった動向を踏まえた法律の一部を集成してみた。

福祉と教育とは、政治的変化の時代には最も人々の関心が集中する2大分野と言われる(例えば、研究協力者のエマニュエルソン教授の指摘がそういった言説の一つである)。福祉とならんで人々の関心の的となっている教育に関しても、1994年に、14年ぶりに新たな教育課程が公刊されて以降、細かな改訂を経ながら現在の政治動向を反映してさらに改訂される機運にある。学校教育法も1985年の制定後、幾度も改訂されてきたが25年を経過して大改訂が想定されている。しかし、新法の案は公刊されている(Den nya skollagen, Ds 2009:25)ものの、2010年6月現在未だ新たな法制化は実現していない。従って、現在までの改訂を反映した「教育課程」ならびに「学校教育法」を翻訳し解題を付し刊行しておくこととした。

(2) 1990年代以降のインクルーシブ教育の状況に関する考察

論文としては、次の2点が該当する。

- ・「スウェーデンのインクルーシブ教育の状況」大阪教育大学紀要第IV部門、57(2)、2009、151-162。
- ・「後期中等教育以降のインクルーシブ教育の可能性」大阪教育大学紀要第IV部門、59(2)、2010、1-10(印刷中)

前著は、1990年代の政治状況を背景にインクルーシブ教育の展開がスウェーデンにおいてどういう位置づけがなされているかについて、政府の文書ならびに研究者への面接から得た言説をもとに構成した概略である。

エマニュエルソンをはじめとして、元社会大臣のリンドクヴィスト、ノルウェーのハウグらの、「人間としての尊厳」を志向するいわゆる進歩派の陣営の言説があるにもかかわらず、それに抗する形での政治的右傾化の中で、インクルーシブ教育の否定される動向を指摘した。そういった動向を特徴付ける事実、インクルーシブ教育の改革を進める委員会として機能したカールベック委員会の審議およびそのプロセスに見ることが出来る。養護学校に関して、スウェーデンの特徴として、軽度の児童生徒を対象とする「基礎養護学校 grundskola」、重度・中度の児童生徒を対象とする「訓練養護学校 träningsärskola」の2種類が存在した。これを統合して「基礎養護学校」に一本化すること。従来の基礎養護学校からは、可能な限り多くの児童生徒が「通常学校に統合されること」が当初は目指されていた。これが、政治状況を反映して頓挫した。訓練養護学校は従来通り存在することとなったのである。研究の目的の②「教育組織の再構築の実際と問題を整理する」に対応する整理された形での論文化が未だ達成されていないが、カールベック委員会の審議過程とその結論に関する叙述がその一部に対応する。

2番目の論文では、スウェーデン・モデルにはない独特のものとしての事例として、知的障害者の大学での居場所作りを紹介した。日本でも各地で個人的な善意で個別に試行されている「知的障害者の大学への受け入れ」の本格的な事例として興味深い。

スウェーデンでは公的な形での知的障害者のための成人教育コース等が既に一定程度整備されている。これに対して、NPOによる私的な努力の積み重ねによって大学の中に障害者の居場所を構築するという営為はカナダ・モデルであるにとどまらず世界標準モデルとなってもよいものではないかと考える。

(3) 残された課題

研究の目的の①に関してはある程度予定に即して成果をまとめられたと考える。しかし、目的の②に関して、カールベック委員会の経過を指摘することで、スウェーデン・モデルとしての養護学校の組織的特徴は描けたが、不十分である。カナダのモデルとして

指摘した「オンキャンパス・プログラム」と並行して、スウェーデンにおける後期中等教育レベルの改革、ならびに、既に一定整備されてきている成人教育レベルの体制をさらに整理分析することが必要であった。これについては補足的な論文を構想する必要があると考える。

目的の③に関しては、「学校教育法」における関連記述の指摘に留まった。裁判の判例集等に手がかりを得て、実際の係争を分析する必要性を痛感して文献探索を試みたが若干の文献に辿り着いたことで時間切れとなった。この点についてはさらに検証を継続してゆきたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計4件)

- ① 二文字理明、後期中等教育以降のインクルーシブ教育の可能性～アルバータ大学の「オンキャンパス・プログラム」の現状とその意義、大阪教育大学紀要、第IV部門、査読無、59(2)、2010. 印刷中
- ② 二文字理明、スウェーデンの新しい「差別禁止法」を読む(その1)そよ風のように街に出よう、査読無、2010、78号、75-79.
- ③ 二文字理明、1990年代のスウェーデンにおけるインクルーシブ教育の状況、大阪教育大学紀要、第IV部門、査読無、57(2)、2009、151-162.
- ④ 二文字理明、スウェーデンの「教育課程」の翻訳と解題、発達人間学論叢、査読無、第10号、2007、111-124.

[学会発表] (計0件)

[図書] (計3件)

- ① 二文字理明、桜井書店、スウェーデンの教育と福祉の法律：ノーマライゼーション思想を源流とする、2010、印刷中
- ② 関隆晴、二文字理明 (監訳)、桜井書店、ヤック=シーヴォネン、R、ニエミ、H (原著)、フィンランドの先生・学力世界の秘密、2009、261.
- ③ B. G. Eriksson, 二文字理明、石橋正浩 (編著) 明石書店、ソーシャル・インクルージョンへの挑戦、2007、390.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

二文字 理明 (NIMONJI MASAOKI)
大阪教育大学・教育学部・教授
研究者番号：00030461

(2) 主たる研究協力者 (3名)

Emanuelsson, Ingemar
(Göteborgs universitet,
prof. emeritus)
Klason, Jan-Åke
(Göteborgs universitet, lektor)
Eriksson, Bengt
(Karlstads universitet, professor)